

令和2年（2020年）4月28日

熊本新型インフルエンザ等対策協議会

構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の使用停止等の主旨について

4月16日、政府は、本県を含む全ての都道府県を緊急事態宣言対象区域とし、また、本県の感染状況は、現在、感染が拡大する傾向にあります。

これらのことから、より強力に感染拡大を防止するため、4月21日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定等により、遊興施設などの営業施設に対し、施設の使用停止等について協力要請等を行ったところです。

また、政府及び国専門家会議は、特に大型連休期間中における感染拡大を防ぐため、不要不急の旅行、観光等の自粛を強く求めており、そのためには、営業施設の使用停止等が非常に重要です。

については、要請等の主旨を御理解のうえ、貴機関・団体所属の会員等へ下記の通り周知していただきますようお願いいたします。

記

○事業者あて

- ・県からの休業等への協力要請等については、国とも協議し、感染拡大防止に対し、特に重要であるため、公衆衛生の維持のため行っているもの。
- ・使用停止協力要請等を行った施設については、当該趣旨を御理解のうえ、要請に応じていただきたい。